

## 若者正社員チャレンジ事業助成金支給要綱

	平成 30 年 4 月 1 日	30 東しセ第 18 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	31 東しセ第 15 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	2 東しセ第 30 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	3 東しセ第 44 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	4 東し総セ第 13 号
改正	令和 5 年 3 月 1 日	4 東し総セ第 1436 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日	5 東し総セ第 90 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	6 東し総セ第 10 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	7 東し総セ第 24 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日	8 東し総セ第 68 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、若者正社員チャレンジ事業（以下「若チャレ事業」という。）の支援を受けた参加者（以下「参加者」という。）及び企業等に対し、助成金を支給することに関して必要な事項を定め、参加者の正規雇用化を促進することを目的とする。

#### (通則)

第 2 条 公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する若チャレ事業における助成金の支給については、若者正社員チャレンジ事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日 31 東しセ第 15 号、以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は実施要領の規定によるもののほか、次の各号の定めによる。

- (1) 「東京都しごとセンター」とは、東京都しごとセンター条例（平成 8 年東京都条例第 61 号）及び東京都しごとセンター条例施行規則（平成 8 年東京都規則第 130 号）に定める施設をいう。
- (2) 「企業等」とは、実施要領に定めた企業内実習を実施した事業所うち、常時使用する従業員の数が 300 人以下のものをいう。
- (3) 「正社員」とは、雇用期間の定めのない労働契約を締結するものであって、就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格等の労働条件が適用されるなど、長期雇用を前提とした待遇を受ける者をいう。

(助成金の種類)

第4条 この要綱における助成金は、キャリア習得奨励金、受入準備金及び採用奨励金とし、財団が創設した基金の予算の範囲内において支給する。

## 第2章 キャリア習得奨励金

(支給要件)

第5条 以下に掲げる支給要件を満たした参加者に対し、その者の申請に基づき「キャリア習得奨励金」を支給する。

- (1) 企業内実習前に本事業で実施する事前セミナー及び実習前セミナーを受講していること。
- (2) 実習先企業の作成した実習計画書に基づく総実習時間の8割以上を受講していること。ただし、以下に掲げる事由により受講できなかった時間について財団が認める場合は、総実習時間から除くことができる。

なお、財団が必要とする場合は、その事実が確認できる書類を提出させることができる。

ア ハローワーク認定日における出頭

イ 実習先企業の判断による実習の休止等

ウ 参加者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に基づく感染症に感染した場合

エ 自然災害等により実習を休止することが妥当と認められる場合

オ 参加者が公の職務を執行する場合

カ その他理事長の判断による実習の休止等

(支給金額)

第6条 支給金額は5千円に支給対象日数を乗じて得た額とする。

- 2 支給対象日数は実習計画に基づく実習実施日数とする。
- 3 参加者の責に帰すべき事由により、1日の途中で実習を開始又は終了した場合は、実習計画に基づく1日の実習予定時間の5割以上の実習を行った場合は支給対象日数に含み、5割に満たない場合は支給対象日数に含まない。
- 4 前条第2号に掲げる事由により、1日の途中で実習を開始又は終了した場合は、実習計画書に基づく1日の実習予定時間からその時間を除くことができる。

(支給申請)

第7条 キャリア習得奨励金の支給対象者は実習の終了日から原則として2週間以内に以下の書類を作成し、理事長あてに申請するものとする。

(1) 日報(第1号様式)

(2) 出欠確認表(第2号様式)

(3) 若者正社員チャレンジ事業キャリア習得奨励金支給申請書兼口座振替依頼書(第3号様式)

(支給決定)

第8条 理事長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、キャリア習得奨励金の支給を決定したときは、若者正社員チャレンジ事業キャリア習得奨励金支給決定兼振込通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(不支給の決定)

第9条 理事長は、第7条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、事業の趣旨・目的を鑑み、著しく不適合と認め、キャリア習得奨励金の不支給を決定したときは、若者正社員チャレンジ事業助成金不支給決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(支給の時期)

第10条 キャリア習得奨励金の支給は、第8条に基づく決定がなされた後、1か月以内に行う。

### 第3章 受入準備金

(支給要件)

第11条 以下に掲げる支給要件を満たした企業等に対し、その者の申請に基づき「受入準備金」を支給する。

- (1) 本事業で実施する企業内実習において、参加者を受け入れていること。
- (2) 以下の要件をすべて満たす実習計画を策定し、その総実習時間の8割を実施していること。  
ただし、企業等の責に帰すべき事由によらず、実施できなかった時間については総実習時間から除くことができる。
  - ア 実習開始前に実習計画を提出し理事長の承認を得ているもの。
  - イ 実習内容は仕事の進め方、ビジネスコミュニケーション等正社員としての心構えやスキルが習得できるものであって一時的な労働力として扱われていないもの。
  - ウ 実習期間が5日間から20日間、1日当たり6時間から8時間であって、総実習時間が40時間以上160時間以下のもの。
  - エ 実習場所は原則として都内とするが、やむをえない企業等の都合により都外で実施する場合はその割合が3割以下のもの。
  - オ 実習受入人数は1企業等につき原則1名以上とするが、2名以上受入れる場合は、企業規模や受入態勢等を考慮し、各企業と受入れ人数の調整を行っているもの。
  - カ アの承認後に計画を変更する場合にあっては協議の上財団が妥当であると認め、その計画の変更の承認を得ているもの。
- (3) 企業内実習前に都内活動拠点の管轄ハローワークへ求人申し込み受理されていること。
- (4) 支給申請日又は支給決定日の時点で、以下のいずれにも該当しないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行った者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。

- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は更生手続きの開始決定を受けた者
  - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者又は再生手続きの開始決定を受けた者
  - ウ 破産法に基づく破産の申立てをした者又は同破産宣告手続きの開始決定を受けた者
  - エ 会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (5) 都税の滞納がないこと。なお、徴収（納税）猶予を受けている場合はこの限りではない。

#### (支給金額)

第12条 支給金額は6千円に支給対象日数を乗じて得た額とする。

- 2 支給対象日数は、前条第2号に規定する実習計画に基づく実習実施日数とする。
- 3 企業等の責に帰すべき事由により、1日の途中で実習を開始又は終了した場合は、実習計画に基づく1日の実習予定時間の5割以上の実習を実施した場合は支給対象日数に含み、5割に満たない場合は支給対象日数に含まない。
- 4 以下の各号に掲げる事由により、1日の途中で実習を開始又は終了した場合は、実習計画書に基づく1日の実習予定時間からその時間を除くことができる。
  - (1) 参加者のハローワーク認定日における出頭
  - (2) 参加者の責に帰すべき事由
  - (3) 参加者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づく感染症に感染した場合
  - (4) 自然災害等により実習を休止することが妥当と認められる場合
  - (5) 参加者が公の職務を執行する場合
  - (6) その他理事長の判断による実習の休止等

#### (支給申請)

第13条 受入準備金の支給対象者は実習の終了日から原則として2週間以内に以下の書類を作成及び添付し、理事長あてに申請するものとする。

- (1) 日報（第7号様式）
- (2) 出欠確認表の写し（第2号様式）
- (3) 若者正社員チャレンジ事業受入準備金支給申請書兼口座振替依頼書（第8号様式）
- (4) 都税納付書の写しもしくは納税証明書
- (5) 第11条第3号に規定する求人票の写し
- (6) 実習計画書の写し

#### (支給決定)

第14条 理事長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、受入準備金の支給を決定したときは、若者正社員チャレンジ事業受入準備金支給決定兼振込通知書（第9号様式）により申請者に通知する。

(不支給の決定)

第 15 条 理事長は、第 13 条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、事業の趣旨・目的を鑑み、著しく不適合と認め、受入準備金の不支給を決定したときは、若者正社員チャレンジ事業助成金不支給決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知する。

(支給の時期)

第 16 条 受入準備金の支給は、第 14 条に基づく決定がなされた後、1 か月以内に行う。

#### 第 4 章 採用奨励金

(支給要件)

第 17 条 以下に掲げる支給要件を満たした企業に対し、その者の申請に基づき「採用奨励金」を支給する。

- (1) 第 11 条に定める受入準備金の支給要件を満たしていること。
- (2) 企業内実習終了後、自社の参加者をハローワーク飯田橋U-35の職業紹介により、雇入れの当初より正社員として採用し、6 か月以上雇用していること。
- (3) 第 19 条に定める採用報告書（第 10 号様式）を提出し、財団によって内容の適正が確認されていること。
- (4) 企業等が、同一の参加者について、都（都が他の団体等に委託して実施するものを含む。）又は財団の採用に係る他の助成金の支給決定を受けていないこと。
- (5) 前号のほか、企業等が都から委託事業を受託し、当該委託経費から賃金等を支給している参加者を採用していないこと。
- (6) ハローワーク飯田橋U-35が職業紹介をした以前に、既に内定していた参加者を採用していないこと。
- (7) 第 17 条第 2 号に定める参加者が採用の日の前から 6 か月の間に助成対象者、助成対象者の本社、事業所等又は資本、資金、人事、取引等の状況から見て助成対象者と密接な関係にある企業等に勤務していないこと。
- (8) 雇用保険・労働者災害補償保険・厚生年金保険・健康保険に加入していること。ただし、各法に定める適用除外に該当する場合を除く。

(支給金額)

第 18 条 採用奨励金の支給金額は、採用者 1 人につき 10 万円とする。

なお、第 11 条第 3 号に定める求人申込みの時点で、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき都道府県労働局長から基準適合事業主として通知を受けている認定事業主（以下「ユースエール認定企業」という。）については、採用者 1 人につき 30 万円とする。

(採用報告書の提出)

第 19 条 企業等は、参加者を採用後、原則として 1 か月以内に、次の書類を理事長あてに提出するものとする。

- (1) 若者正社員チャレンジ事業採用報告書（第 10 号様式）
- (2) 雇用契約書や労働条件通知書等の採用が確認できる書類
- (3) 採用の根拠となった求人票の写し

2 理事長は、前項に規定する書類の提出があった場合、その内容を審査し、適正な内容が確認されたときは、若者正社員チャレンジ事業採用報告確認通知書（第 11 号様式）により、正社員採用 6 か月経過予定日を申請企業等へ通知する。

（支給申請）

第 20 条 採用奨励金の支給対象者は、参加者を正社員として雇用した日から 6 か月経過後、原則として 2 か月以内に以下の書類を作成及び添付し、理事長あてに申請するものとする。

なお、第 18 条に定めるユースエール認定企業にあつては、下記書類に併せて、基準適合事業主認定申請書の写し及び基準適合事業主認定通知書の写しを作成し、理事長あてに申請するものとする。

- (1) 若者正社員チャレンジ事業採用奨励金支給申請書兼口座振替依頼書(第 12 号様式)
- (2) 登記簿謄本又は写し（個人事業主にあつては、開廃業等届出書）
- (3) 都税納付書の写しもしくは納税証明書
- (4) 就業規則（給与規定がある場合は給与規定を添付）の写し
- (5) 雇用契約書や労働条件通知書等の採用が確認できる書類
- (6) 雇用保険被保険者証の写し又はこれに準ずるもの
- (7) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写し又はこれに準ずるもの
- (8) 賃金台帳の写し又はこれに準ずるもの
- (9) 出勤簿等の写し又はこれに準ずるもの

（支給決定）

第 21 条 理事長は前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、採用奨励金の支給を決定したときは、若者正社員チャレンジ事業採用奨励金支給決定兼振込通知書（第 13 号様式）により申請者に通知する。

（不支給の決定）

第 22 条 理事長は第 20 条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、事業の趣旨・目的を鑑み、著しく不適合と認め、採用奨励金の不支給を決定したときは、若者正社員チャレンジ事業助成金不支給決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知する。

（支給の時期）

第 23 条 採用奨励金の支給は、第 21 条に基づく決定がなされた後、1 か月以内に行う。

## 第5章 取消し及び返還

### (支給決定の取消し)

第24条 理事長は、助成金支給申請者が次の各号に該当した場合、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 重大な法令違反を生じた場合や偽りその他不正な手段により各種助成金の支給決定を受けた場合。
- (2) 支給決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団等に該当しないことなどの誓約の内容に反したと認められることが判明した場合及び虚偽の申告であることが判明した場合。

2 前項の規定による取消しをした場合には、若者正社員チャレンジ事業助成金支給決定取消通知書（第14号様式）により参加者または企業等に通知する。

### (助成金の返還)

第25条 理事長は、前条の規定により助成金の支給決定を取消した場合において、既に助成金が支給されているときは、助成金の受給者に対し期限を定めてその返還を請求する。

### (違約加算金及び延滞金の納付)

第26条 第24条の規定により各種助成金の支給決定を取消し、前条の規定により当該助成金の返還を請求したときは、助成金の受給者は、当該請求に係る助成金を受給した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項により、助成金の返還を請求した場合において、助成金の受給者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 第1項及び第2項に規定する年当たりの割合は、365日当たり（閏年を含む）の割合とする。

### (違約加算金の基礎となる額の計算)

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を請求した場合、助成金の受給者の納付した金額が返還を請求した額に達するまでは、その納付金額は、当該助成金の額に充てる。

### (延滞金の基礎となる額の計算)

第28条 第26条第2項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、各種助成金の受給者が返還を請求した助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 第6章 その他

(申請の変更・撤回)

第29条 申請者は、支給申請から支給又は不支給決定通知書受領までの間に、申請の変更又は申請の撤回をするときは、遅滞なく若者正社員チャレンジ事業助成金申請変更・撤回届（第6-1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(決定に対する異議申立て)

第30条 申請者は、支給又は不支給決定を受けた場合において、支給又は不支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知書受領後14日以内に若者正社員チャレンジ事業助成金支給決定に対する異議申立書（第6-2号様式）を理事長に提出することができる。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第31条 申請の期限より1か月を過ぎ、支給対象者から申請が行われなかった場合は、各助成金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(調査等)

第32条 理事長は、申請者に対し、助成金支給に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

(助成事業の実施期間)

第33条 助成事業は、この要綱の施行の日から開始し、令和10年3月31日又は財団が造成した基金の全額が若チャレ事業の実施に係る経費として執行された日のいずれか早い日をもって終了する。ただし、助成事業のうち「採用奨励金」以外の事業については令和9年3月31日までの期間とする。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、別途定める。

## 附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。